

おらほの



教室

確定申告特集

各種説明会へのご案内

医療費控除を受ける人へ

平成30年分確定申告および平成31年度町県民税申告において医療費控除を受ける場合、領収書の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

“医療費控除の明細書”は、国税庁のホームページからダウンロードできます（町民税務課および歌津総合支所でも配布します）。

なお、国税庁のホームページの『確定申告書作成コーナー』で確定申告書を作成する際に、あわせて“医療費控除の明細書”も作成できます。

※平成29年分から31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示により医療費控除を受けることもできます。



- 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。（税務署または町から求められたときは、提示または提出しなければなりません）
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。

従来の医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの1年間に本人またはその本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費の合計額（保険金などで補填される部分を除きます）から、10万円または総所得金額などの合計額の5%の金額のいずれか少ない方の金額を差し引いた額を所得金額から控除することができます（最大限度額200万円）。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

前年（平成29年）分確定申告から、医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が開始されました。実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除きます）から1万2千円を差し引いた金額（最大8万8千円）が控除されます。

なお、セルフメディケーション税制は、健康診断などを受けている人が、ドラッグストアなどで特定一般用医薬品を購入した場合に受けることができます（診断料金などは医療費控除の対象となりません）。申告の際には、セルフメディケーション税制の明細書を添付する必要があります。

※健康診断等を受診した際の領収書・診断書などの添付または提示が必要です。

セルフメディケーション税制は、「医療費控除の特例」であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制を同時に適用して受けることができない」点に注意しましょう。従来どおりの医療費控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかは、申告者本人が選択することになります。



町民税務課税務係 ☎46-1372

住宅借入金等特別控除の申告準備説明会

★住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や増改築などをした人を対象に「住宅借入金等特別控除の申告準備説明会」を開催します。

- 日時：12月19日(水)
 - ①午前10時30分～正午 ②午後1時30分～3時
- 場所：南三陸町役場第2庁舎 2階大会議室
（詳しくは、11月1日号の広報紙をご覧ください）



住宅借入金等特別控除は、個人が金融機関からの住宅ローンなどを利用して、居住用の家屋の新築もしくは取得または増改築などをした場合で、一定の要件を満たす場合（6カ月以内にその者の居住の用に供し、かつ、その年の12月31日まで引き続きその者の居住の用に供している場合など）において、毎年の年末時点のローン残高等の一定割合をその年分の所得税額から控除する制度です。

なお、平成30年12月31日までに居住し、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合は、10年間で最大400万円（年間最大40万円）の控除が可能です。

また、平成21年から2021年12月31日までの間に居住し、所得税額から控除しきれなかった金額がある場合には、翌年度の住民税において住宅借入金等特別控除が適用されます。

所得税青色申告決算説明会

平成30年分確定申告において青色申告をされる人を対象に、青色申告決算説明会を開催します。平成30年分確定申告に向けて、青色申告の決算の仕方などを説明しますので、ぜひご参加ください。

- 開催日：12月6日(木)
- 時間：午後2時～3時30分
- 場所：南三陸町役場第2庁舎 2階大会議室
- 持ち物：筆記用具

☎ 気仙沼税務署 ☎22-6780（※音声案内に従い「2」番を選択してください）

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 国民健康保険税……………第7期
- 介護保険料……………第6期
- 後期高齢者医療保険料…第6期

納付期限
(平成31年)
1月4日(金)

口座振替日
12月25日(火)